

介護保険料額は課税状況や世帯状況で決定されます

介護保険制度は、市町村が運営責任者（保険者）となって運営しています。

40歳以上の皆さんが、保険加入者（被保険者）となって保険料を納め、介護が必要となったときには、費用の一部（原則1割または2割）を支払ってサービスが利用できる制度です。

市では介護保険制度を適正に運営するため、3年ごとに「どんなサービスがどれだけ利用されるか」、「どんな施設がどれだけ必要か」などを推計した「介護保険事業計画」を策定しており、平成27年度は第6期計画の初年度にあたります。

平成27年度～29年度の3年間で必要と推計される給付等見込額の22%を65歳以上の皆さんにご負担いただくため、下表のとおり、保険料を所得状況などに応じ9段階に設定しています。

※介護保険料は7月下旬までにお知らせします。

所得段階別保険料（平成27年度分）

軽減される方				基準額を支払う方	割り増しの保険料を支払う方				
第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階	
生活保護の受給者または高齢福祉年金受給者(市町村民税世帯非課税)もしくは世帯全員が市町村民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額との合計額が80万円以下		世帯全員が市民税非課税		本人が市民税非課税		本人が市民税課税			
課税年金収入額と合計所得金額の合計額が120万円以下		課税年金収入額と合計所得金額の合計額が120万円超		課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下	課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円超	合計所得金額が120万円未満	合計所得金額が190万円未満	合計所得金額が290万円未満	合計所得金額が290万円以上
基準額（年額55,200円）									
×0.45 24,900円	×0.75 41,400円	×0.75 41,400円	×0.9 49,600円	×1.0 55,200円	×1.2 66,200円	×1.3 71,700円	×1.5 82,800円	×1.7 93,800円	



納め方は

特別徴収と
普通徴収の
2通りに分かれま〜

◆特別徴収で納めていただく方
年額18万円以上の年金を受給されている方は、保険料の年額を年6回に分けて、受給されている年金からの天引き（特別徴収）となります。

「介護保険料額決定通知書兼特別徴収開始通知書」を7月下旬に郵送しますので、保険料額・年金の種類などの記載内容をご確認ください。

◆普通徴収で納めていただく方
年金からの天引き（特別徴収）以外の方は、7月下旬に「介護保険料納入通知書兼領収書（納付書）」を郵送しますので、最寄りの金融機関などで、各納期限までに納付をお願いします。

※次に該当する方などは、本来、特別徴収の場合でも、一時的に納付書で納める場

合があります。
・年度途中で保険料が増額になった方の増額分。
・年度途中で65歳になった方。
・年度途中で高齢（退職）年金・遺族年金・障害年金の受給が始まった方。
・年度途中で他の市町村から転入した方。
・年度途中で保険料が減額になった方。
・年金が一時差し止めになった方。

◆保険料の減免制度

災害などにより著しい損害を受けた場合は、保険料の納付を猶予したり、減免したりする制度があります。くわしくは、高齢者支援課までお問い合わせください。

また、日常生活に介護や支援が必要と感じたら、お気軽に高齢者支援課（地域包括支援センター）までご相談ください。

お問い合わせは、
高齢者支援課（2階）
☎(20)1572、FAX(20)1610へ。

地域包括支援センター（2階）
☎(20)1583、FAX(26)6788へ。